View 新エネルギー&再生可能エネルギー特集

太陽光発電

3

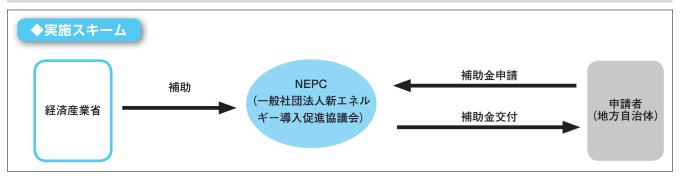
新エネルギーの導入に際しては、さまざまな助成制度や税制上の優遇制度があります。関連する機関(国、地方自治体)、システムの設置業者、電力会社などに相談することをおすすめします。ここでは、その一例を紹介します。

1. 補助事業について

(1) 新エネルギー等事業者支援対策事業

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 (新エネ法)」の認定を受けた計画に基づき、新エネルギー導入事業を行う事業者に対し、事業費の一部を補助する。

●システム出力:10kW以上(太陽光発電の場合) ●補助率:1/3以内

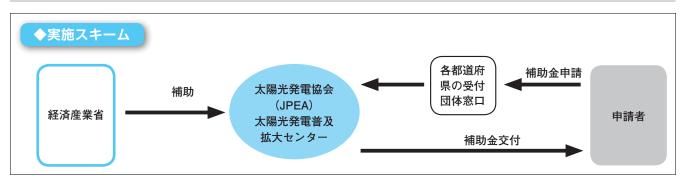


問い合わせ先:NEPC(一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会)

(2) 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金

高い普及効果が見込まれる住宅用太陽光発電システムの設備を導入する際に、当該設備設置者に対して定額の補助を実施することにより、住宅用太陽光発電システムの導入を加速する。

- ●対象者:自ら居住する住宅にシステムを設置する個人で、電灯契約をしている者
- ●対象システム:①太陽電池モジュールの変換効率が一定の数値を上回ること(太陽電池の種別毎に基準値を設定)
 - ②一定の品質・性能が確保され、設定後のサポート等がメーカー等によって確保されていること(10年以上の出力長期保証)
 - ③最大出力10kW未満で、かつシステム価格が70万円/kW以下であること
- ●補助金額:1kW当たり7万円



問い合わせ先:太陽光発電普及拡大センター

これに加え、都道府県や市町村でも補助金を出しているところが増えており、問い合わせる必要がある。

2. 融資について

(1) 環境・エネルギー対策貸付

太陽光発電などの石油代替エネルギーを使用または供給する施設を取得(改造、更新を含む)するために必要な設備資金に対し、融資を行う。

●融資額:7,200万円以内 ●融資年利率:特利B、特利C

●取扱期間:2010年3月31日まで

問い合わせ先:日本政策金融公庫

3. 税制について

(1) エネルギー需給構造改革投資促進税制 (国税)

太陽光発電設備などの新エネルギー設備を取得しその後1年以内に事業の用に供した場合に次のいずれかの一方を選択することができます。ただし、税額控除の適用は、大企業の子会社などを除く資本金1億円以下の法人または資本・出資を有しない法人のうち従業員数が1、000人以下の法人、あるいは従業員数が1,000人以下の個人事業者である中小企業者などに限る。(適用期間:2011年3月31日まで)

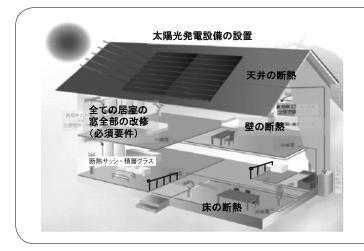
●税額控除: 基準取得価額の7% 相当額の税額控除

●特別償却:供用年又は年度において普通償却のほかに対象設備の基準取得価額の100%相当額を即時償却可能。

問い合わせ先: 各税務署

(2) 太陽光発電を含む省エネ・バリアフリー住宅リフォーム投資型減税

一定の省エネ改修工事(太陽光発電設備の設置を含む)に、工事費の10%をその年分の所得税額から控除。工事費用は200万円を限度。ただし、太陽光発電設備を設置する場合には300万円を限度。(適用期限は2010年12月31日まで)



【対象となる省エネ改修工事】

- ①窓の改修(全ての居室の窓全部)
- ②窓の改修 + 床、天井又は壁の断熱
- ③窓の改修 + 太陽光発電設備の設置

(注)

- ・工事の対象は、改修又は断熱部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となるものに限る。
- ・工事の総額が30万円超のものを対象とする。
- ・なお、工事については、標準的な工事費用を設定し、 公表する予定。
- ・適用期限は、平成 22 年 12 月 31 日まで。

問い合わせ先:各税務署

- *すべての助成制度・優遇制度の情報は2009年9月現在のものです。
- *すべての制度の利用に当たっては、詳しい条件の確認が必要で、その他の制度が適用される可能性もあるため、その都 度、関係省庁に相談・確認をして下さい。

4. 太陽光発電の導入手順について

ここでは、太陽光発電システムの導入に至るまでの、主な手順とその注意点について説明します。

(1) 太陽光発電システム導入の目的・必要性の確認

太陽光発電システムを導入する目的や必要性をまず明確にし、その基本的な考え方にしたがって手順を進めていきます。つまり、その導入目的により、検討すべき項目や検討時間も変わってくるからです。また、この段階で導入目的にほぼ合致している先進事例を参照すると、全体像が容易に把握できるためその後のプロセスも順調に進めることができます。

(2) 導入検討

導入目的が明確になったら、具体的に計画を立てるために、さまざまなチェックポイントについて検討をします。また、この導入検討のプロセスでは、専門知識のある関連機関や企業に相談することも大切なことです。

(3) 実施設計

検討すべき項目がクリアされたら、次は具体的な実施設計です。ここでは、導入するシステムから実際の運用までを具体的に設計します。

(4) 設置工事

実施設計の後は設置工事を行うことになりますが、きちんとした工事計画に基づき行う必要があります。

(5) 試運転調整・検査

試運転や検査は規模によっては、主任技術者や電気保安協会に依頼することになります。

(6) 運転開始

5. システム導入に伴う関連法規について

システムの導入に際しては、工事計画・主任技術者・保安規程などについて、諸手続が規定されています。この他にも 建築基準法等関連法規があるので、詳しくは設置業者と相談をする必要があります。

発電規模	工事計画	使用前自主検査	使用前安全管理検査	主任技術者	保安規程
20kW 未満	不要	不要	不要	不要	不要
20kW 以上 500kW 未満	不要	不要	不要	選任	届出
500kW 以上	届出	実施	受審	選任	届出